

役員災害補償規程

平成27年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この規程は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の役員（常勤役員をいう。以下同じ。）の業務上の事由又は通勤による負傷、障害又は死亡に対して本機関が行う補償（以下「役員災害補償」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(役員災害補償)

第2条 本機関は、役員業務上の事由又は通勤による負傷、障害又は死亡について、当該役員又は当該遺族に対し、次の各号に掲げる役員災害補償を行う。

- 一 遺族補償
- 二 後遺障害見舞金
- 三 入院見舞金
- 四 手術見舞金
- 五 通院見舞金

2 前項の規定にかかわらず、本機関は、第9条の規定により本機関が加入した傷害保険の約款に基づき当該保険金が支払われない場合は、役員災害補償を行わない。

(遺族補償)

第3条 本機関は、役員業務上の事由又は通勤による死亡時は、当該遺族に対し、5,000万円を遺族補償として支給する。ただし、当該役員が次条の後遺障害見舞金を支給された後、当該後遺障害見舞金を支給されることとなった負傷が再発し死亡したときは、支給すべき遺族補償の額から既に給付を行った後遺障害見舞金の額を差し引いた額を支給する。

(後遺障害見舞金)

第4条 本機関は、役員業務上の事由又は通勤による負傷が治癒し、身体に障害が存するときは、当該役員に対して、その障害の程度に応じ、前条の遺族補償の額に100分の4を乗じて得た額から同条の遺族補償の額に100分の100を乗じて得た額の範囲内の額を後遺障害見舞金として支給する。

(入院見舞金)

第5条 本機関は、役員が業務上の事由又は通勤による負傷又は障害のため入院したときは、当該役員に対して、1日当たり1万円を入院見舞金として支給する。

(手術見舞金)

第6条 本機関は、役員が前条の規定する入院後手術したときは、当該役員に対し、その手術の種類に応じ、前条の1日当たりの入院見舞金の額に10を乗じて得た額から同条の1日当たりの入院見舞金の額に40を乗じて得た額の範囲内の額を手術見舞金として支給する。

(通院見舞金)

第7条 本機関は、役員が業務上の事由又は通勤による負傷又は障害の治療のため通院したときは、当該役員に対して、1日当たり5,000円を通院見舞金として支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第42条から第45条までの規定は、第3条の遺族の範囲及び順位について準用する。

(傷害保険)

第9条 本機関は、役員災害補償に備えるため、役員を被保険者とする傷害保険(以下「傷害保険」という。)に加入する。

2 傷害保険の保険金の受取人は本機関とし、本機関は当該保険金の全額を役員災害補償に充てるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。